

## 青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し、公益の増進に著しく寄与する法人等にかかる寄付金税額控除の対象範囲の見直し、特定一般用医薬品等購入費にかかる医療費控除の特例期間の延長、固定資産税等における地価下落土地にかかる価格の特例期間の延長等を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成 10 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「および扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項第 1 号イおよびウ中「寄付金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オおよびカ中「寄付金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄付金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ケ中「認められるもの」の次に

「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

付則第5条第1項中「および扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第10条の2第17項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋および構築物」を「特例対象資産」に改める。

付則第11条の2の見出しおよび同条第1項中「令和元年度または令和2年度」を「令和4年度または令和5年度」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の7第1項第1号の改正規定および付則第6条の改正規定ならびに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第24条第2項および第36条の3の3第1項の改正規定ならびに付則第5条第1項の改正規定ならびに次条第2項の規定 令和6年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の青梅市市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる日（以下「施行日」という。）以後に支出する新条例第34条の7第1項第1号に規定する寄付金について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の青梅市市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄付金については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋および構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）にかかる契約により家屋および構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋および構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋および構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第10条の2第17項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）にかかる契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械および装置、工具、器具および備品ならびに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋および構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する

この条例の公布の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日からこの条例の公布の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例付則第10条の2第17項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。